様式第10号（第11条関係）

許可番号第１００３１号
令和２年４月１日

住　　所　静岡市清水区長崎２０３番地の１
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏　　名　株式会社総合美装ワタナベ
代表取締役　渡邉　良一　様
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物収集運搬業許可証

上記の者は、次の一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定による許可を受けた者であることを証する。

静岡市長　田辺　信宏

廃棄物対策課
静岡市
長　印
専　用

１　事業の範囲
（１）業務の内容
一般廃棄物の収集運搬（積替え及び保管行為は除く。）　以上
（２）取り扱う一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法対象物　以上
２　業務の区域
（１）事業系一般廃棄物
市内全域（編入前の蒲原町の区域を除く。）　以上
（２）特定家庭用機器再商品化法対象物
市内全域（編入前の蒲原町及び由比町の区域を除く。）　以上
３　許可の期限
令和４年３月３１日
４　許可の条件
裏面記載の事項の遵守
５　変更等の状況
別紙のとおり

許可の条件

1　一般廃棄物の収集・運搬にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例及び静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を厳守すること。
2　一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭が漏れるおそれのない収集運搬車両・運搬容器とすること。
3　一般廃棄物の収集及び運搬を適確に遂行するに足りる能力であること。
4　処理業の許可を受けた者が許可の申請書に記載した事項を変更した時は、その理由を付して市長に届け出ること（変更から１０日以内）。ただし、事業の範囲に変更を生ずるときは、変更の許可の申請をしなければならない。
5　処理業の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の５の規定による帳簿の記載並びにその保存をしなければならない。
6　処理業の許可を受けた者は、毎月１０日までに前月中における業務状況の報告書（様式第１３号）を市長に提出すること。
7　排出事業所は、静岡市内（編入前の蒲原町の区域を除く。）に所在すること。
　したがって、他市区町村域の一般廃棄物の収集及び処分の委託を受け、静岡市の施設に搬入してはならない。
8　処理業者は、みだりに廃棄物を市の処理区域及び下水道・河川・湖沼・その他公共の水域に投棄してはならない。
9　一般廃棄物の収集運搬には、許可申請書に記載された収集運搬車両（別表）を使用し、収集運搬車両の車体には、事業所名を明記のうえ、静岡市一般廃棄物収集運搬車許可番号第〇〇〇〇〇号と表示すること。
10　市施設への搬入条件
（１）搬入できる施設は、市の指定する清掃工場に限る。
（２）搬入できる廃棄物は、市の許可したものに限る。
　ア　公害発生源あるいは施設に悪影響をおよぼす廃棄物の搬入は認めない。
　イ　産業廃棄物の搬入は認めない。
　ウ　市外で排出された廃棄物の搬入は認めない。
（３）搬入される廃棄物の大きさは、５０ｃｍ四方以内とすること。
（４）搬入時は、市職員の指示に従い、ごみピット投入口は指定された投入口に限る。
（５）廃棄物処理手数料は、原則として１車ごと現金で納入すること。
（６）搬入時間は、次の時間内に限る。
　ア　平日、午前８時３０分から正午まで
　イ　平日、午後１時から午後４時まで
　ウ　土曜日、午前８時３０分から正午まで
　エ　日曜祝日は、市直営車が搬入する日に限り許可をする。
（７）施設の補修又は休炉時等の場合は、別途、市の指示に従うこと。

別表

編入前の蒲原町及び由比町の区域を除く区域

車両番号	種別	車体形状	最大積載量	車両番号	種別	車体形状	最大積載量
静岡 830 ぬ 5383	普通	塵芥車	2650 kg	静岡 830 に 5383	普通	塵芥車	2650 kg

編入前の由比町の区域

車両番号	種別	車体形状	最大積載量	車両番号	種別	車体形状	最大積載量
静岡 400 た 1577	小型	脱着装置付コンテナ専用車	3000kg	静岡 830 ね 5383	普通	塵芥車	3150 kg

※　この許可の条件に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は、期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

10031